



鳥取県公報

平成16年11月26日(金)

第7641号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	保安林の指定施業要件の変更予定（4件）（920～923）（森林保全課）	1
教委告示	臨時教育委員会の召集（26）（教育総務課）	4
公 告	准看護師試験の実施（医務薬事課）	5
	ふぐ処理師試験の実施（食の安全推進課）	7
調達公告	公募型指名競争入札の実施（管理課）	8

告 示

鳥取県告示第920号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字三倉字奥大口772の2、772の8、772の15、774の3、774の5、774の6、字本谷1540、1541の2、字中ノ谷1547から1549まで、1554から1556まで、1556の1、1557、大字吉川字小山谷1182、字上へ山通り1157の62

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第921号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町豊栄字若杉川東379、字若杉1397の7、字小麦ヶ谷下モ1399の3、上石見字手ヶ峰山1206
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字若杉川東379、字若杉1397の7・字小麦ヶ谷下モ1399の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第922号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
日野郡日野町舟場字ヒヤ谷621から626まで、字大ソバ630の1、630の2、631の1、632の1、632の2、633、633の1、634の1、635の1、636の2、637の1、字フドフ滝638、639の1、字小ソバ尻640の1、640の2、641、字小ソバ谷644の1、645、字馬ノ瀬平ラ646の1、649の1、650、字源左衛門草里655、656の1から656の4まで、657の1、658、字山伏谷659から662まで、字鉢山663の1から663の5まで、字古峠西664、665の1から665の3まで、665の6、666、字芋塔667、668、字上ミ後口669、670、670の1、671、672、字中後口673の1、674の1、675（次の図に示す部分に限る。）、676から679まで、680の1、680の2、字下モ後口681の1、682の1、683の1、684、685、686の1、686の2、687、687の1、688、689、689の1、690（次の図に示す部分に限る。）、691の2、字一ノ貝696の1、696の2、697から703まで、704の1、705の1、705の3、字山ノ神廻り706の6、706の7、706の12、711の1、712の1、712の3、712の4、713の1、719の1、字三井平ラ721の1、722から724まで、字木戸ノ谷725から734まで、735の1、736、字屋敷ノ谷737の1、738の1、字石塔758、759の1、760の1、字カツラ谷761の1、762から771まで、772の1、字八カ谷799の1、800から807まで、字カクレ塔908、字ウルシ谷950から953まで、字牛谷957、962の1、963から972まで、字梅ノ子塔ノ向981から983まで、984の1、985の1、字カネガツラ

986、987、988の1、988の2、989から991まで、992の1、字横ウス山1001から1003まで、1003の1、字奥カネガツラ1004、字六良谷1005の1から1005の3まで、字奥名ナシ1006、1007、1007の1、字正土ヶ平ラ1008、1009、1009の1、1010から1013まで、字越シ女1014、1015、字篠平ラ河原1016、1016の1、1016の2、1017、1017の1から1017の3まで、1018の1、1018の2、字篠平ラ口1019、字古峠東1021の1、1021の6、1021の9、1021の12、字首切レ谷1022、1023、1024の1から1024の3まで、字代官屋草里1025の1、1025の2、1026の1、1026の2、1026の4、1027の1、1027の3、1028の1、1028の4、1029の1、1029の2、字エビレ谷1030の10、1032の1、1032の3、1032の4、1033、1034の1、1034の2、1035、1036、字下モ名ナシ1037から1041まで、1041の1、字一枚谷1045から1050まで、字奥峠ノ子1051から1055まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は択伐による。

字エビレ谷1030の10 (次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町舟場字大足谷592、603

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第923号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字武庫字奥高谷山1978の1から1978の3まで、字下高谷1974、1975の2、1975の3、1977の1から1977の3まで、1977の9、1977の11から1977の13まで、字三谷山1837の4、1837の34、1837の35、1837の72から1837の100まで、1837の102

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字貝田字反導寺772の2、772の3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字貝田字前林395の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第26号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成16年11月26日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成16年11月29日 (月) 午後0時30分～
- 2 場所 東伯郡湯梨浜町旭132 国民宿舎 水明荘
- 3 議題
 - (1) 平成16年度優良PTA文部科学大臣表彰について
 - (2) その他

公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の種類

区 分	試 験 の 内 容	試 験 科 目	試験問題数
新カリキュラムによる試験	保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年 ^{文部省} _{厚生省} 令第1号。以下「省令」という。）の規定による教育の内容（以下「新カリキュラム」という。）に基づく試験	人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護	150問
旧カリキュラムによる試験	保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成11年 ^{文部省} _{厚生省} 令第5号）による改正前の省令の規定による教育の内容（以下「旧カリキュラム」という。）に基づく試験	解剖生理、栄養、薬理、病理、微生物、保健医療、関係法規、精神保健、基礎看護、成人看護、老人看護及び母子看護	120問

注1 新カリキュラムを修習した者にあつては新カリキュラムによる試験、旧カリキュラムを修習した者にあつては旧カリキュラムによる試験を受験するものとする。

2 休学、留年等の事情により、新カリキュラムと旧カリキュラムを修習した者の准看護師試験については、当該受験者の受けた教育の内容が旧カリキュラムと新カリキュラムのいずれに近いかを一つの目安として、知事が判断するものとする。

2 試験の日時

- (1) 新カリキュラムによる試験 平成17年2月16日 (水) 午後1時から午後3時30分まで
- (2) 旧カリキュラムによる試験 平成17年2月16日 (水) 午後1時から午後3時まで

3 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

鳥取県庁第22会議室（第2庁舎8階）

4 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。

- (1) 省令第5条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年以上看護に関する学科を修めた者（平成17年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (2) 省令第5条の基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成17年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 省令第4条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成17年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (4) 省令第4条の基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成17年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、(5)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの

5 受験願書の受付期間

平成17年1月4日（火）から同月7日（金）まで

なお、郵送による場合は、平成17年1月7日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医務薬事課（持参又は郵送によること。）

7 受験願書の添付書類

- (1) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書（平成17年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者にあつては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合、同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。）
- (2) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、新カリキュラムと旧カリキュラムのいずれかを修習した者であることを証する学校又は養成所の証明書
- (3) 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面
- (4) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとする。）

なお、その写真が本人のものに相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書（当該証明書の交付を受けることができない者にあつては、その写真と照合することのできる写真の付いた身分証明書その他の書面とする。この場合、当該書面は後日返送するので、430円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封すること。）を添付すること。

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、6,900円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外から郵送により受験願書を提出する場合は、現金書留で6,900円を送付すること。

9 合格者の発表等

- (1) 平成17年3月11日（金）午前9時に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。
- (2) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の規定に基づき、開示する。

10 その他

- (1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部医務薬事課において交付する。その交付請求、試験に関する照会等を郵送によって行なう場合には、80円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (2) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部医務薬事課（電話0857 - 26 - 7190）に照会すること。

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）第5条に規定するふぐ処理師試験を、次のとおり実施する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

- (1) 学科試験 平成17年1月27日（木）午前10時から正午まで
- (2) 実技試験 平成17年1月27日（木）午後1時から

2 試験の場所

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所

3 受験資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者で、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第14号に規定する魚介類販売業（以下「魚介類販売業」という。）若しくは同条第16号に規定する魚肉ねり製品製造業（以下「魚肉ねり製品製造業」という。）又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

4 試験科目

- (1) 衛生関係法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品衛生学
- (4) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
- (5) ふぐの処理の実技（毒性臓器の鑑別を含む。）

5 受験願書の受付期間

平成17年1月4日（火）から同月17日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）（必着）

6 受験願書の提出先

所轄保健所（住所地を管轄する保健所又は保健所支所をいう。以下同じ。）に提出すること。

7 受験願書の添付書類

- (1) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの）
- (2) 3(1)の受験資格を有する者にあつては、調理師免許証の写し
- (3) 3(2)の受験資格を有する者にあつては、次の書類
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する資格を有することを証する卒業証書の写し等の書類
 - イ 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事していることを証する書類

8 受験手数料及びその納付方法

受験手数料は、9,040円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり

付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

また、受験手数料のほかに、実技試験に用いるふぐの代金が必要となること。金額及び納付方法については、受験願書等の書類の交付の際に、所轄保健所に問い合わせること。

9 受験に当たっての注意事項

(1) 受験者は、試験当日、試験の開始の30分前までに集合すること。(受付は、午前9時から開始する。)

(2) 受験者は、次のものを持参すること。

ア 学科試験

受験票及び筆記用具

イ 実技試験

受験票、白衣、包丁、白帽又は三角きん及び清潔な履物

10 合格者の発表

平成17年2月14日(月)までに受験者全員に通知する。

11 その他

(1) 受験願書及び受験に必要な書類は、所轄保健所において交付する。

(2) 試験の詳細については、所轄保健所に問い合わせること。

(3) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第1項の規定に基づき開示するので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、10の通知を受け取った日から1月の間に鳥取県生活環境部食の安全推進課又は各保健所若しくは保健所支所に受験票を提示してその旨を申し出ること。

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 一般県道岩美インター線地方道路交付金工事(道路改良)(地盤改良工)

(2) 工事場所 岩美郡岩美町大字岩本から同町大字本庄まで

(3) 工事内容

本件工事は、一般県道岩美インター線の岩美郡岩美町大字岩本地内から同町大字本庄地内までの区間において、地盤改良工事を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

地盤改良工事

サンドマット工 4,380平方メートル

ペーパードレーン工 812本

スラリー系攪拌工 73本

粉体噴射攪拌工 655本

(5) 工 期 平成16年12月から平成17年3月25日まで

(6) 予定価格 208,603,500円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第442号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事に係るものを有すること。
- (4) 平成16年11月26日（金）から同年12月3日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 平成16年4月1日（木）から同年12月3日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (6) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (7) 平成7年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している深層混合処理工（スラリー系攪拌工及び粉体噴射攪拌工に限る。）及びペーパードレーン工による地盤改良工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。
- (8) 次に掲げる基準をすべて満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。
 - ア 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。
 - イ 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。
 - ウ 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
 - エ 平成7年度以降に同種工事を元請として施工した者の主任技術者又は監理技術者（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体技術者等として同種工事を施工管理した実績については、代表者の技術者等として施工管理したものに限る。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成16年11月26日（金）から同年12月3日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>）/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年11月26日（金）から同年12月3日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課 (八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係 (鳥取県庁本庁舎5階)

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名するものとする。本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係 (電話番号0857-26-7347) とする。

(2) 技術資料等が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。

(5) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(6) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された技術資料は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則 (昭和48年鳥取県規則第66号) 第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(8)に掲げる技術者等に加え、2の(8)のアに掲げる基準を満たし、かつ、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者を専任で配置することを求める。

(11) 2に掲げる要件を満たす者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。